

10.12 自然とのふれあいの場

10.12 自然とのふれあいの場

工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに、存在・供用時における造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生に伴い、自然とのふれあいの場への影響が考えられるため、自然とのふれあいの場について予測及び評価を行った。

10.12.1 調査

1) 調査内容

自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等、自然とのふれあいの場の利用状況、自然とのふれあいの場への交通手段の状況とした。

2) 調査方法

現地踏査を行い、自然とのふれあいの場の資源状況・利用状況・交通状況、周辺環境の状況等を調査し、整理した。

3) 調査地域・地点

調査地域は、自然とのふれあいの場に対する影響が及ぼすおそれがあると想定される地域として概ね対象事業実施区域から概ね 1km の範囲内とし、調査地点は、調査地域のうち、適切かつ効果的に自然とのふれあいの場が把握できる地点とした。

対象事業実施区域における既存資料調査による自然とのふれあいの場の資源の状況、周辺の土地利用及び交通網については「第 3 章 地域特性」に示す。

対象事業実施区域から 1km の範囲内に存在する場所は表 10.12-1 に示すとおりであり、日光街道杉並木と鶴ヶ島市運動公園が挙げられる。

日光街道杉並木と鶴ヶ島市運動公園の状況を図 10.12-1 に示す。

このうち、対象事業実施区域近傍にあり自然観察の森、太田ヶ谷沼、親水広場などが設置されている鶴ヶ島市運動公園を調査地点とした。

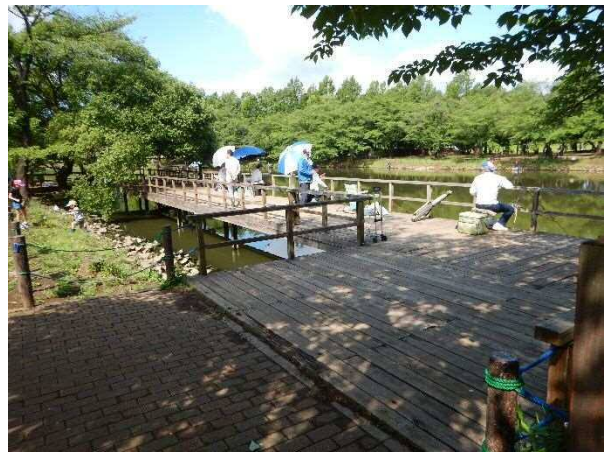
調査地点（鶴ヶ島市運動公園）の位置を図 10.12-2 に示す。

表10.12-1 調査地域内の自然とのふれあいの場

No.	地点名	対象事業実施区域境界までの距離	調査地点の選定 (○：選定、×：非選定)
1	日光街道杉並木	約 830m	× 杉並木が並ぶ歴史ある街道であるが、自然とのふれあいを目的とした施設ではなく、対象事業実施区域との距離も離れており、事業の影響により自然とのふれあいの低減等の恐れがあるとは考えにくい。ため。
2	鶴ヶ島市運動公園	約 300m	○ 対象事業実施区域近傍にあり、自然観察の森、太田ヶ谷沼、親水広場など、自然とのふれあいを目的とした施設であるため。



【日光街道杉並木】



【鶴ヶ島市運動公園】

図 10.12-1 調査地域内の自然とのふれあいの場の状況

4) 調査期日

現地調査の調査期日を表 10.12-2 に示す。利用が盛んになると想定される休日の調査とするとともに、利用状況の変化を考慮し四季別の調査とした。

表10.12-2 調査期日

調査時期	調査期日
春季	平成 29 年 5 月 28 日(日)
夏季	平成 29 年 8 月 27 日(日)
秋季	平成 29 年 11 月 1 日(土)
冬季	平成 30 年 1 月 20 日(日)

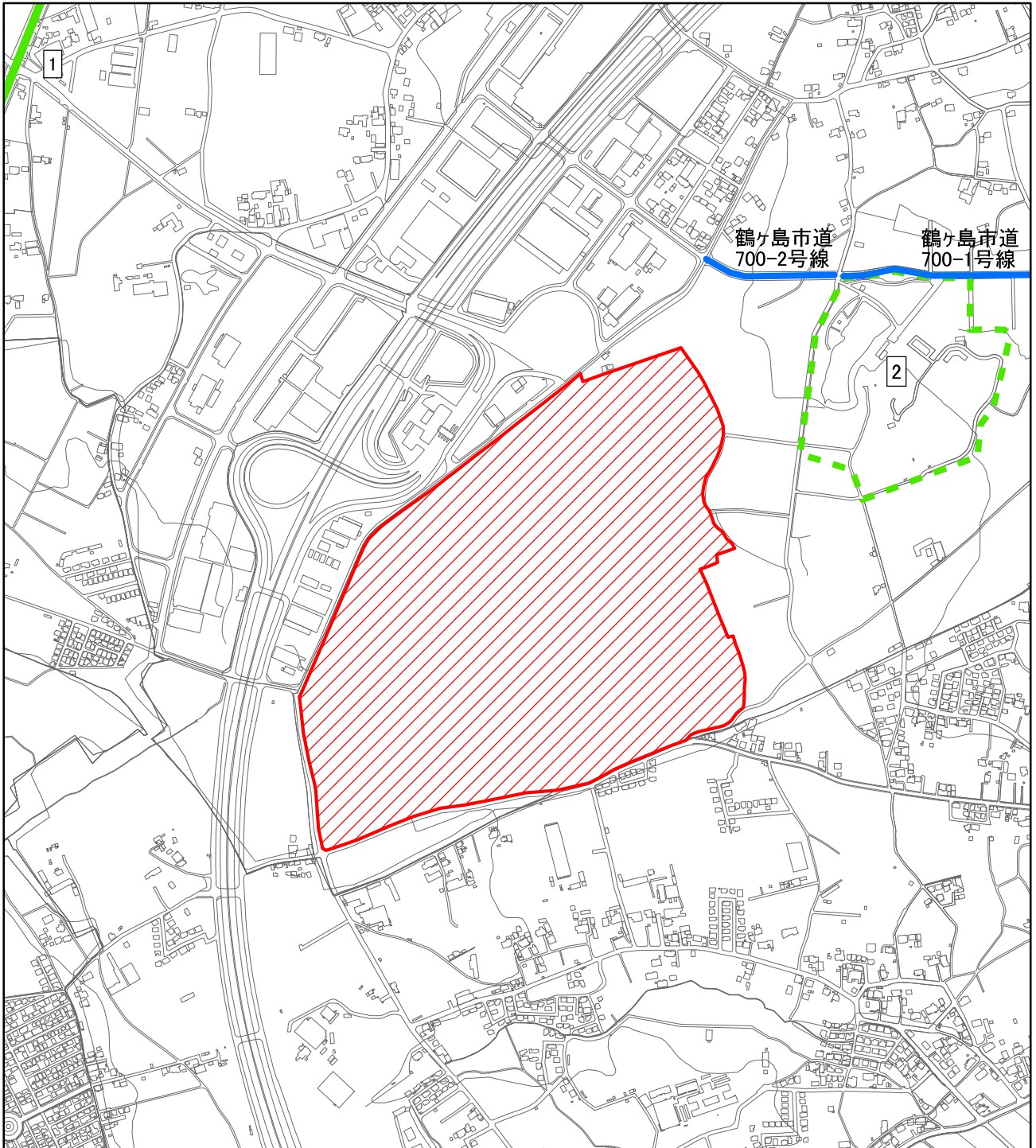


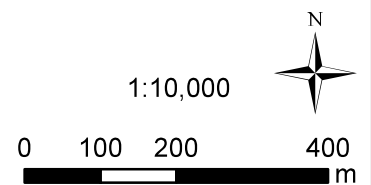


図10.12-2 調査地域内の自然とのふれあいの場の位置

凡例

 調査地点(自然とのふれあいの場)

 対象事業実施区域



5) 調査結果

(1) 自然とのふれあいの場の資源状況

自然とのふれあいの場となる鶴ヶ島市運動公園の資源の位置を図 10.12-3 に、各資源の状況を表 10.12-3 及び表 10.12-4 に示す。

鶴ヶ島市運動公園の面積は 91,615.96m² である。グラウンド等の運動施設は、緑に囲まれた空間でスポーツ利用できることが特徴となっており、自然とのふれあいの場としての特性も併せ持っている資源として位置付けることができる。

また、運動施設の他にも、自然観察の森、太田ヶ谷沼、親水公園等を有する自然とのふれあいの場としての資源としても整備されている。



出典：鶴ヶ島市ウェブサイト

図 10.12-3 鶴ヶ島市運動公園の施設配置図

表10. 12-3(1) 自然とのふれあいの場の資源状況（緑に囲まれた運動施設）（1/2）

<p>資源の状況</p>	
<p>図の記号：A</p>	
<p>【施設名】 メイングラウンド 【施設概要】 両翼75mの夜間照明が併設された球場。外野には芝生が敷かれており、スタンド席に300人、芝スタンドに1,400人が収容できる。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 緑に囲まれながらソフトボール等の球技を楽しめる資源。</p>	
<p>資源の状況</p>	
<p>図の記号：B</p>	
<p>【施設名】 サブグラウンド 【施設概要】 両翼80mの球場。外野には芝生が敷かれている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 緑に囲まれながらソフトボールやグラウンドゴルフ等の球技が楽しめる資源。</p>	
<p>資源の状況</p>	
<p>図の記号：C</p>	
<p>【施設名】 多目的広場A 【施設概要】 50m×80mの広大な芝生が敷かれている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 緑に囲まれながらサッカーやピクニック等の多目的な利用が楽しめる資源。</p>	

表10. 12-3(2) 自然とのふれあいの場の資源状況（緑に囲まれた運動施設）（2/2）

資源の状況	
図の記号 D	
<p>【施設名】 多目的広場 B</p> <p>【施設概要】 両翼 76.2m の球場。外野には芝生が敷かれている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 緑に囲まれながらソフトボールやグラウンドゴルフ等の球技が楽しめる資源。</p>	

表10. 12-4(1) 自然とのふれあいの場の資源状況（自然とのふれあいを目的とした資源）（1/2）

資源の状況	
図の記号 F	
<p>【施設名】 自然観察の森</p> <p>【施設概要】 沼の南側から流入する水路を浄化するとともに、小川のような自然風の流れとして整備されている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 自然生態系が保全され、自然とふれあい、自然観察が楽しめる資源。</p>	
資源の状況	
図の記号 G	
<p>【施設名】 太田ヶ谷沼</p> <p>【施設概要】 護岸整備、親水デッキ、木デッキを設置し、水上から沼の自然や風景が楽しめるように整備されている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 地域のシンボルともなっており住民にも親しまれている沼とふれあえる資源。</p>	

表10.12-4(2) 自然とのふれあいの場の資源状況（自然とのふれあいを目的とした資源）（2/2）

資源の状況	
図の記号 H	
<p>【施設名】 親水広場</p> <p>【施設概要】 太田ヶ谷沼周辺の憩いの場として整備されている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 太田ヶ谷沼の水と親しみながら楽しめる広場としての資源。</p>	
資源の状況	
図の記号 I	
<p>【施設名】 桜の広場</p> <p>【施設概要】 広場内に園路が整備されているとともに、中央部分には、シェルター付パーゴラが設置されている。</p>	
<p>【自然とのふれあいの場としての資源の状況】 花見やピクニックが楽しめる広場としての資源。</p>	

(2) 自然とのふれあいの場の利用状況

関係者へのヒアリングにより把握した鶴ヶ島市運動公園の利用状況を表 10.12-5 に示す。最も来訪者が多いのは11月上旬に開催される産業まつりである。また、スポーツフェスティバルでは1日1,200人、桜まつりでは1日2,500人と多くの来訪者がある。その他、小学校や幼稚園、保育園の遠足や運動会、お祭りにも利用されている。

自然とのふれあいの場としての利用状況は、表 10.12-6 の現地調査における自然とのふれあいの場の利用状況の写真に示すとおりであり、平日、休日を問わず日常的に自然散策、野鳥観察、釣り、自然の中での子どもの遊びなどの目的で利用されている。

表10.12-5 鶴ヶ島市運動公園の利用状況

項目	実施時期	利用時間	利用者数	イベントの内容	主催者
桜まつり	4月上旬	日中から夜間	2,500人/日	ライトアップ、屋台	実行委員会
スポーツフェスティバル	11月上旬	日中	1,200人/日	各種スポーツ体験等	教育委員会
産業まつり	11月上旬	日中	20,000人/日	屋台、ステージ等	実行委員会
釣り	年間	日中	30人/日	フナ、ヘラブナ、鯉	—
散策	年間	日中	100人/日	—	—
遠足	4、6月	日中	2校(小学校)	—	各校
持久走大会	11、2月	日中	1園(幼稚園) 1校(小学校)	コースは多目的A及び園路	各園及び学校
運動会	5、9、10月	日中	3園 (幼稚園、保育園)	—	各園
夏祭り	8月	日中	1園(保育園)	—	各園
大会使用	年間	日中	—	野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等	各協会・連盟

表10.12-6(1) 自然とのふれあいの場の利用状況 (1/2)

自然とのふれあいの場 としての利用目的	状況写真
<p>自然散策</p>	
<p>野鳥観察</p>	

表10.12-6 (2) 自然とのふれあいの場の利用状況 (2/2)

自然とのふれあいの場としての利用目的	状況写真
釣 り	
自然の中での子どもの遊び	

(3) 周辺環境の状況

鶴ヶ島市運動公園の周辺環境を図 10.12-4 に示す。

周辺は概ね樹林と畑で囲まれている状況となっているとともに、一部に住宅が存在する。



図 10.12-4 鶴ヶ島市運動公園の周辺環境の状況

(4) 交通状況

鶴ヶ島市運動公園へのアクセスを表 10.12-7 に示す。

鶴ヶ島市運動公園の最寄り駅は東武東上線「鶴ヶ島駅」であるが、徒歩であれば約 30 分かかるため、遠方からの来訪の場合は、自動車かバス等での来訪が主なアクセス手段となる。なお、近隣には居住地もあるため、近隣住民の利用で徒歩での来訪があることも想定される。

鶴ヶ島市運動公園に設置されている駐車場の概要は表 10.12-8 に示すとおりであり、園内に設置されている第一駐車場と、園外西側に設置されている第二駐車場があり、合計 258 台の駐車が可能となっている。

表 10.12-7 鶴ヶ島市運動公園へのアクセス

手 段	概 要
電 車	東武東上線「鶴ヶ島駅」から 3km (徒歩約 30 分)
自動車	関越自動車道「鶴ヶ島 IC」から 4km (約 5 分) 圏央道「圏央鶴ヶ島 IC」から 1.5km (約 3 分)
バス等	つるバス・つるワゴン 柳戸町供用停留所から 0.5km (徒歩約 7 分)

表 10.12-8 鶴ヶ島市運動公園に設置されている駐車場の概要

名 称	駐車台数	備 考
第一駐車場 (園内)	140 台	うち普通車兼用大型車 5 台分
第二駐車場 (園外西側)	118 台	常時開放

10.12.2 予 測

1) 工事中に伴う影響

(1) 予測内容

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とした。

(2) 予測方法

対象事業の計画に基づき予測した。

(3) 予測地域・地点

調査地域、調査地点と同様とした。

(4) 予測対象時期等

造成工事の最盛期の時期とした。

(5) 予測条件

① 土地利用計画

「第2章 対象事業の目的及び内容」に示す土地利用計画とした。

② 工事計画

「第2章 対象事業の目的及び内容」に示す工事計画、造成計画、資材運搬等の車両運行計画とした。

(6) 予測結果

① 自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度

本事業の工事計画において、鶴ヶ島市運動公園の改変を伴う工事は計画されていないため、自然とのふれあいの場の消滅のおそれや改変はないと予測される。

② 自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度

工事中における利用環境への影響としては、建設機械の稼動に伴う騒音・振動の影響や、降雨に伴う濁水の流出による鶴ヶ島市運動公園内にある太田ヶ谷沼への影響が想定される。

建設機械の稼動に伴う騒音・振動の影響については、対象事業実施区域の西端から約 300m 離れていること、かつ鶴ヶ島市運動公園の周辺は樹林に囲まれていること、さらに、計画的かつ効率的な工事計画の実施や、粉じん飛散防止のための散水、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄、仮囲い等の防音対策を実施することにより、影響は小さいと予測される。

工事中の降雨に伴う濁水の流出については、対象事業実施区域から排出される濁水は、対象事業実施区域に設置する仮設沈砂池により十分に沈降させてから、排水する計画であることから、鶴ヶ島市運動公園内に位置する太田ヶ谷沼への影響は極めて小さいと予測される。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

工事中における交通手段への影響としては、資材運搬等の車両の走行に伴う交通量の増加により、鶴ヶ島市運動公園への交通アクセスの悪化の可能性が考えられる。鶴ヶ島市運動公園の第 1 駐車場（園内）は、鶴ヶ島市運動公園の北側に設置されている。また、園外西側の対象事業実施区域側には第二駐車場が設置されている。

いずれの駐車場へも、鶴ヶ島市運動公園の北側に隣接する鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号からのアクセスが主となるが、資材運搬等の車両の走行にあたっては、鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号の通行を回避するとともに、運搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行うため、その影響は小さいと予測される。

2) 存在・供用に伴う影響

(1) 予測内容

造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車の交通の発生に伴う自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とした。

(2) 予測方法

対象事業の計画に基づき予測した。

(3) 予測地域・地点

調査地域・調査地点と同様とした。

(4) 予測対象時期等

入居企業の施設が概ね完成する時期とした。

(5) 予測条件

① 土地利用計画

「第2章 対象事業の目的及び内容」に示す土地利用計画とした。

② 交通計画

「第2章 対象事業の目的及び内容」に示す交通計画とした。

(6) 予測結果

① 自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度

造成地の存在、施設が存在、施設の稼働により、現状の自然とのふれあいの場（鶴ヶ島市運動公園）に加え、対象事業実施区域に配置する公園、緑地が開放される事により、自然とのふれあいの場が新たに創出・拡大する。

② 自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度

供用時における自然とのふれあいの場の利用環境への影響としては、鶴ヶ島市運動公園の利用者数の増減が想定される。

本事業の供用により鶴ヶ島市運動公園の利用者数が減少することはないと予測する。また、対象事業実施区域には、公園及び緑地が整備される計画となっており、これらを一般開放することで、鶴ヶ島市運動公園と一体となった自然とのふれあいの場として拡大利用されることも想定され、地域における自然とのふれあいの場の機能が向上するものと予測する。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

供用時における交通手段への影響としては、進出企業による関連車両の走行に伴う交通量の増加により、鶴ヶ島市運動公園への交通アクセスの悪化の可能性が考えられる。

鶴ヶ島市運動公園の第1駐車場（園内）は、鶴ヶ島市運動公園の北側に設置されている。また、園外西側の対象事業実施区域側には第2駐車場が設置されている。

いずれの駐車場へも、鶴ヶ島市運動公園の北側に隣接する鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号からのアクセスが主となるが、進出企業関連車両の主要な走行経路は、都市計画道路川越鶴ヶ島線となると予想されることから、鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号の交通量への影響は小さいものと予測する。

10.12.3 評価

1) 評価方法

予測結果を踏まえ、自然とのふれあいの場への影響が、環境保全措置等により実行可能な範囲で回避され、又は低減が図られているか否かを判断する。

(1) 工事中に伴う影響

① 回避・低減の観点

予測結果から、工事中に伴う自然とのふれあいの場への影響について評価した。

② 基準・目標等との整合との観点

表 10.12-9 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.12-9 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成24年7日, 埼玉県）	・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」（平成25年3月, 鶴ヶ島市）	・水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

(2) 存在・供用に伴う影響

① 回避・低減の観点

予測結果から、存在・供用による自然とのふれあいの場への影響について評価した。

② 基準・目標等との整合との観点

表 10.12-10 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.12-10 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成24年7日, 埼玉県）	・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」（平成25年3月, 鶴ヶ島市）	・水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

2) 評価結果

(1) 工事中に伴う影響

① 回避・低減の観点

工事中に伴う自然とのふれあいの場の改変はないと評価する。

工事中における自然とのふれあいの場の利用環境の変化への影響は、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避、又は低減の措置を検討した結果、表 10.12-11 に示す利用環境の変化に対する環境保全措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

表 10.12-11 工事中の自然とのふれあいの場に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働造成等の工事	利用環境の変化	利用環境の変化の低減	建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。	低減	事業者
			造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。		
			対象事業実施区域境には、仮囲い等の防音対策を講じる。		
			濁水は、対象事業実施区域に設置する仮設沈砂池により十分に沈降させてから排水する。		
資材運搬等の車両の走行	交通手段の阻害	交通手段の阻害の低減	資材運搬等の車両の走行にあたっては、鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号の通行を回避するとともに、運搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	事業者

② 基準、目標との整合の観点

本事業の工事に伴う鶴ヶ島市運動公園の改変はなく、身近な緑の保全、自然とのふれあいの推進を阻害することはないことから、表 10.12-9 に示す「埼玉県環境基本計画」及び「第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画」の目標、施策との整合が図られるものと評価する。

(2) 存在・供用に伴う影響

① 回避・低減の観点

存在・供用時に伴い、現状の自然とのふれあいの場（鶴ヶ島市運動公園）に加え、対象事業実施区域に配置する公園、緑地が開放される事により、自然とのふれあいの場が新たに創出・拡大すると評価する。

存在・供用時における自然とのふれあいの場の利用環境の変化への影響は、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避、又は低減の措置を検討した結果、表 10. 12-12 に示す利用環境の変化に対する環境保全措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

表 10. 12-12 工事中の自然とのふれあいの場に関する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在 施設の存在 施設の稼働	利用環境 の変化	利用環境の 変化の低減	対象事業実施区域に配置する公園を一般開放する。	回避	事業者
自動車交通の発生	交通手段 の阻害	交通手段の 阻害の低減	供用時においては、都市計画道路川越鶴ヶ島線が主要な走行経路となると予想されることから、鶴ヶ島市道700-1号、700-2号の交通量の増加を低減する。	低減	事業者

② 基準、目標との整合の観点

存在・供用において、対象事業実施区域に公園や緑地を一般開放することにより、鶴ヶ島市運動公園と一体となった自然とのふれあいの場として拡大利用されることで、表 10. 12-10 に示す「埼玉県環境基本計画」及び「第 2 期鶴ヶ島市環境基本計画」の目標、施策との整合が図られるものと評価する。